

付録 8. リーディングプログラム学生に対する授業料援助制度(案)

九州大学博士課程教育リーディングプログラム学生に対する授業料援助制度について(案)

1. 趣旨

九州大学博士課程教育リーディングプログラム(以下「プログラム」という。)に選抜された学生(以下「プログラム学生」という。)に対して、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念させるために、授業料に対する援助を実施する。

2. 対象

プログラム学生を対象とし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国費留学生
- (2) 外国政府派遣留学生
- (3) 日本学術振興会の特別研究員(DC1、DC2を除く)として採用されている者
- (4) 懲戒処分を受けた者
- (5) 学業成績又は性行が不良であるとプログラムの企画・運営等を行う委員会等で認められた者
- (6) 特段の事情なく、博士課程の標準修業年限を超過した者

3. 援助額

年度ごとにプログラム学生1人につき10万円を支給する。

4. 予算

学生の経済支援充実のために措置した大学運営経費2億円から拠出する。

5. 資格の確認

授業料に対する援助を受ける者の資格の確認は、プログラム学生が所属するプログラム責任者が行う。

6. その他

- (1) プログラム学生が、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第158号)に規定する授業料免除を申請することを妨げない。
- (2) 本援助制度については、平成30年度までに制度の見直しを行う。